

商工業者物価高騰対策支援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格や電気料金を含む物価高の影響を受けている商工業者の負担軽減を図るため、本町で事業を営んでいる商工業経営体（以下「経営体」という。）に対し町の予算の範囲内で交付金を交付することに関し、豊浦町補助金等交付規則（平成29年豊浦町規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の対象となる経営体は、次の各号のいずれにも該当する経営体とする。

- (1) 令和4年12月1日現在、豊浦町内で商工業を営んでいること。
- (2) 交付金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。
- (3) この要綱に基づく交付を過去に受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める交付対象者にあつては、交付金を交付できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経営体は交付対象者としなない。

- (1) 豊浦町暴力団排除条例（平成24年豊浦町条例第17号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員
- (2) その他町長が不相当と認める経営体

(交付金の額)

第3条 支援金の額は、1経営体につき5万円とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商工業者物価高騰対策支援事業交付金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の通帳写し。
- (2) 次に掲げる何れかの書類。なお豊浦町商工会員で、商工会を通じて交付申請書兼請求書を提出する場合は免除とする。

(ア)開業届の控え

(税務署の收受印が令和4年12月1日以前である確認ができるもの)

(イ)令和3年分確定申告書及び決算書の控え

(ウ)営業許可書の控え

(保健所等の收受印が令和4年12月1日以前である確認ができるもの)

- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

- 2 交付金の申請は、1 経営体当たり 1 回限りとする。
- 3 交付金の申請は、令和 5 年 2 月 28 日までとする。

(交付金の決定等)

第 5 条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、商工業者物価高騰対策支援事業交付金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により通知し、交付金を交付するものとする。

- 2 町長は、交付金の交付をしないことを決定したときは、商工業者物価高騰対策支援事業交付金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(交付金の取消し等)

第 6 条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 4 条の交付申請及び第 5 条の交付決定等、第 6 条の交付金の取消し等の規定については、同日後もなおその効力を有する。